#### 忘れず必ず申請を!(新型コロナウイルス感染症関連)

### 「特別定額給付金」の受付けを行っています

特別定額給付金とは「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 | として、新型インフルエンザ等対策特別措置 法の緊急事態宣言の下、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服するため、感染拡大 防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。

町民の皆さんへは、すでに申請書を郵送しています。内容を確認の上、申請してください。 給付金を辞退される場合も申請が必要ですので、必ず申請してください。

- ▶補助対象者/給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、市区町村の住民基本台帳に記録されている 方(基準日以前に、住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、 いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町 村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む)
- ▶申請者/給付対象者の属する世帯の世帯主
- ▶給付金額/給付対象者1人につき10万円
- ▶給付方法/申請者の本人名義の銀行口座へ振り込み ※銀行口座がないなどやむを得ない場合にかぎり、窓口で現金給付することと なりますが、口座振り込みよりも給付までに時間がかかる場合があります。
- ▶申請期限/8月18日火まで
- ▶申請方法/新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点かから、原則、郵送またはオンラインでの受付けです。
- ●郵送/同封されている返信用封筒で郵送してください。
- ●オンライン申請/マイナンバーカードなど、必要書類を準備し、総務省マイナポータルサイト上の申請画面 から必要な情報を入力し申請してください。

URL https://myna.go.jp/SCK0101\_01\_001/SCK0101\_01\_001\_InitDiscsys.form

● やむを得ず、窓口で申請する場合/町公民館1階研修室または川湯支所で、土日祝日は除き、10時から16時 まで申請を受付けます。

#### 【特別定額給付金制度に関するQ&A】

制度に関するご質問は国のコールセンターにお問合せください。 **☎**03-5638-5855(9時から18時30分 土日祝日は除く)

特別定額給付金の交付に乗じ、詐欺が発生する場合があります!

町民の皆さんに銀行口座の番号や個人情報を電話やメールでお問合せすることはありません。また、ATM などの操作をお願いすることもありません。特殊詐欺には十分ご注意ください!

問い合わせ先/役場総務課2482-2912(課直通)

### 子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯の生活支援として交付される児童手当受給者への一時金です。

- ●支給対象者 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方。
- ●支 給 時 期 令和2年6月頃支給予定。
- ●支給額 対象児童1人につき、1万円。
- ●申請方法 申請手続きは不要、ただし給付金が不要な場合は届け出が必要。

※後日、該当の方には通知文書を送付します。

※公務員の方については、各所属庁より通知があります。

問い合わせ先/役場健康こども課こども支援係☎482-2935(課直通)

## 童手当を受給している方

# 6月分以降の児童手当を 受けるには現況届が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監護や保護、生計同 ー関係など)を満たしているかどうかを確認するための重要なものです。

現況届の提出がない場合には6月分以降、手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

なお、現況届の用紙は6月1日に発送いたしますので、お手元に届きましたら印鑑と受給者分の保険証(国民健康 保険証の場合は不要)をご持参の上、期日までに提出してくださいますようお願いします。

- ▶提出場所/役場健康こども課こども支援係・川湯支所(受付時間/土・日曜日、祝日を除く8時45分~17時30分)
- ▶提出期限/6月30日火



### 育て支援・助成制度を紹介

町では、皆さんが安心して子育てができる取り組みを実施しています。子育てがしやすい弟子屈の子育て支援の取 り組みを紹介します。

また、町公式ホームページでは、お母さんの妊娠・出産期別、お子さんの年齢別に『対象となる助成・ 手当・健診などについて』、『就園・就学など』、『町内の各種子育てサポート施設について』が掲載されて いますので、ぜひご覧ください。



https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/kenko\_fukushi\_kosodate/kosodate/3/1138.html

#### 150.000円分の商品券を贈呈!

#### 赤ちゃんすくすく応援事業

町内にお住まいの1歳未満のお子さん1人につき 150.000円分の商品券を交付しています。町内の

登録店で、子育て用品 を購入することができ ます。



#### 保育料の半額を助成! 子育てしながらでも働ける! 保育料助成制度

町内の保育園やこども園に通っているお子さんの

保育料と給食費の半額を町 が負担します。4月~9月 分を前期分、10月~翌年3 月分を後期分として、一年 に2回行っています。



#### カードを提示するだけ!素敵な特典がいっぱい!

#### どさんこ・子育て特典制度

お店などでカードを提示するだ けで値引きや無料サービスが受 けられます。北海道と共同で実 施。妊娠中の方、小学生までの お子さんがいる世帯に無料で交 付されます。



#### お子さんの医療費の自己負担分を商品券で還元!

#### 医療費助成事業(フレカ)

高校生以下のお子さんが対象。2 年以内の領収書であれば商品券で 還元します。1円につき1ポイン ト付与で500ポイントごとに500円 相当の商品券を発行。町内登録加 盟店で利用できます。



問い合わせ先/役場健康こども課こども支援係四482-2935(課直通)